第２章　通則

第１節　政令別表第一に掲げる防火対象物の取扱い

１　政令第１条の２第２項後段に規定する「管理についての権原，利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは，次の⑴または⑵に該当するものをいう。

⑴　政令別表第一⑴項から⒂項までに掲げる防火対象物（以下「政令別表対象物」という。）の区分に応じ，第１－１表(イ)欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）に機能的従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）で，次のアからウまでに該当するもの。

ア　当該従属的な部分についての管理権原を有する者が，主たる用途に供される部分の管理権原を有するものと同一であること。

イ　当該従属的な部分の利用者が，主たる用途に供される部分の利用者と同一であるかまたは密接な関係を有すること。

ウ　当該従属的な部分の利用時間が，主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

⑵　主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下，階段，通路，便所，管理室，倉庫，機械室等の部分の床面積は，主たる用途に供される部分および他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じて按分するものとする。）が当該防火対象物の延べ面積の90％以上であり，かつ，当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（政令別表第一⑵項ニ，⑸項イ，⑹項イ⑴から⑶，⑹項ロおよび⑹項ハ（利用者を入居させ，または宿泊させるものに限る。）に掲げる部分を除く。）。

共用される部分の床面積の按分は次によること。

ア　各階の廊下，階段，エレベーターシャフト，ダクトスペース等の部分は，各階の用途の床面積に応じて按分すること。

イ　防火対象物の広範に共用される機械室，電気室等は，共用される用途の床面積に応じて按分すること。

ウ　防火対象物の玄関，ロビー等は，共用される用途の床面積に応じて按分すること。

２　一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎，下宿および共同住宅以外のものをいう。）の用途に供される部分が存する防火対象物については，前１によるほか，次により取扱うものとする。

⑴　政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が，一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく，かつ，当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は，当該防火対象物は一般住宅に該当する。

⑵　政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が，一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合または政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が，一般住宅の用途に供される部分の合計よりも小さく，かつ，

当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は，当該防火対象物は政令別表対象物または複合用途防火対象物に該当する。

⑶　政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が，一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（５％以内の違いをいう。）は，当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当する。

第１－１表

区　分		(イ)主たる用途部分	(ロ)従属的用途部分
⑴項	イ	舞台部・客室・映写室・ロビー・切符売場・出演者控室 集会室・大道具室・小道具室・衣裳部屋・練習室	専用駐車場・売店・食堂・喫茶室
	ロ	集会室・会議室・ホール・宴会場	食堂・喫茶室・専用駐車場・図書室 展示室
⑵項	イ	客席・ダンスフロア・舞台部・調理室・更衣室	託児室・専用駐車場
	ロ	遊技室・遊技機械室・作業室・更衣室・待合室・景品場 ゲームコーナー・ダンスフロア・舞台部・客席	売店・食堂・喫茶室・専用駐車場
	ハ ニ	客室・通信機械室・リネン室・物品庫・更衣室・待合室 舞台部・休憩室・事務室	託児室・専用駐車場・売店
⑶項	イ	客席・客室・厨房	結婚式場・専用駐車場
	ロ	客席・客室・厨房	結婚式場・専用駐車場
⑷項		売場・荷さばき室・商品倉庫・食堂・事務室	催物場・写真室・遊技場・結婚式場 専用駐車場・美容室・理容室・診療室 集会室
⑸項	イ	宿泊室・フロント・ロビー・厨房・食堂・浴室・談話室 洗濯室・配膳室・リネン室	娯楽室・宴会場・結婚式場・バー 会議室・ビアガーデン・両替所 旅行代理店・専用駐車場・美容室 理容室
	ロ	居室・寝室・厨房・食堂・教養室・休憩室・浴室・共同 炊事場・洗濯室・リネン室	売店・専用駐車場
⑹項	イ	診療室・病室・産室・手術室・検査室・薬局・事務室 機能訓練室・面会室・談話室・研究室・厨房・付添人 控室・洗濯室・リネン室・医師等当直室	食堂・売店・専用駐車場
	ロ ハ	居室・集会室・機能訓練室・面会室・食堂・厨房	売店
	ニ	教室・職員室・遊技室・休養室・講堂・厨房・体育館	食堂
⑺項		教室・職員室・体育館・講堂・図書室・会議室・厨房 研究室・クラブ室・保健室	食堂・売店
⑻項		閲覧室・展示室・書庫・ロッカー室・ロビー・工作室 保管格納庫・資料室・研究室・会議室・休憩室	食堂・売店
⑼項	イ	脱衣場・浴室・休憩室・体育室・待合室・マッサージ室 ロッカー室・クリーニング室	食堂・売店・専用駐車場
	ロ	脱衣場・浴室・休憩室・クリーニング室	専用駐車場
⑽項		乗降場・待合室・運転指令所・電力指令所・手荷物取扱 所・一時預り所・ロッカー室・仮眠室	売店・食堂・旅行案内所
⑾項		本堂・拝殿・礼拝堂・社務所・集会室	宴会場・厨房・結婚式場・専用駐車場
⑿項	イ	作業所・設計室・研究室・事務室・更衣室・物品庫	売店・食堂・専用駐車場・託児室
	ロ	撮影室・舞台部・録音室・道具室・衣裳室・休憩室	売店・食堂・専用駐車場

⒀項	イ	車庫・車路・修理場・洗車場・運転手控室	売店・食堂
	ロ	格納庫・修理場・休憩室・更衣室	専用駐車場
⒁項		物品庫・荷さばき室・事務室・休憩室	売店・食堂・専用駐車場
⒂項		事務室・休憩室・会議室	売店・食堂・専用駐車場・診療室

3　政令別表第一⑵項ハ「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗」の取扱いについて

⑴　風営法第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」とは，次のアからオまでに掲げるもののいずれかに該当するものをいうものであること。

ア　店舗型性風俗特殊営業（風営法第２条第６項に規定するもの）

イ　無店舗型性風俗特殊営業（風営法第２条第７項に規定するもの）

ウ　映像送信型性風俗特殊営業（風営法第２条第８項に規定するもの）

エ　店舗型電話異性紹介営業（風営法第２条第９項に規定するもの）

オ　無店舗型電話異性紹介営業（風営法第２条第10項に規定するもの）

⑵　⑴に掲げるもののうち，政令別表第一⑵項ハに規定する「性風俗関連特殊営業を営む店舗」とは，店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい，店舗形態を有しない性風俗関連特殊営業は含まれないものであり，原則的に前⑴．アに掲げる店舗型性風俗特殊営業および前⑴．エに掲げる店舗型電話異性紹介営業がこれに該当するものであること。

⑶　店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち，ソープランド（政令別表第一⑼項イ），ストリップ劇場（政令別表第一⑴項イ），ラブホテルおよびモーテル（政令別表第一⑸項イ），アダルトショップ（政令別表第一⑷項），テレフォンクラブおよび個室ビデオ（政令別表第一⑵項ニ）等，政令別表第一に掲げる各用途のうち，前掲（　）書き内に掲げるものに分類されているものについては，政令別表第一⑵項ハとして取扱わないものであること。

⑷　店舗型性風俗特殊営業とは，次のアからカまでに掲げるもののいずれかに該当するものをいうものであること。

ア　浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第１条第１項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け，当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（風営法第２条第６項第１号に規定するもの）

（具体例）ソープランド

イ　個室を設け，当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（アに該当する営業を除く。）（風営法第２条第６項第２号に規定するもの）

（具体例）ファッションヘルス，性感マッサージ，イメージクラブ，ＳＭクラブ

ウ　専ら，性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗または少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第１条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）として，次の(ア)から(ウ)までに掲げる風営法施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第２条

第６項第３号に規定するもの）

（ア）ヌードスタジオその他個室を設け，当該個室において，当該個室に在室する客に，その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第２条第１号に規定するもの）

（具体例）ヌードスタジオ

（イ）のぞき劇場その他個室を設け，当該個室の隣室またはこれに類する施設において，当該個室に在室する客に，その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態またはその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第２条第２号に規定するもの）

（具体例）のぞき劇場

（ウ）ストリップ劇場その他客席および舞台を設け，当該舞台において，客に，その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態またはその姿態およびその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第２条第３号に規定するもの）

（具体例）ストリップ劇場（成人映画を上映する映画館は除く。）

エ　専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する風営令第３条で定める施設を設け，当該施設を当該宿泊に利用させる営業（風営法第２条第６項第４号に規定するもの）

（具体例）ラブホテル，モーテル，レンタルルーム

オ　店舗を設けて，専ら，性的好奇心をそそる写真，ビデオテープその他の物品で風営令第４条で定めるものを販売し，または貸し付ける営業（風営法第２条第６項第５号に規定するもの）

（具体例）アダルトショップ，アダルトビデオレンタルショップ

カ　アからオまでに掲げるもののほか，店舗を設けて営む性風俗に関する営業で，善良の風俗，清浄な風俗環境または少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第２条第６項第６号に規定するもの）

店舗を設けて，専ら，面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し，当該店舗内においてその者が異性の姿態もしくはその画像を見てした面会の申し込みを当該異性に取り次ぐことまたは当該店舗内に設けた個室もしくはこれに類する施設において，異性と面会する機会を提供することにより，異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み，同項第１号または第２号に該当するものを除く。）

（具体例）出会い系喫茶

⑸　店舗型電話異性紹介営業とは，店舗を設けて，専ら，面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し，会話（伝言のやり取りを含むものとし，音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で，その一方の者から電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう（風営法第２条第９項に規定するもの。）

（具体例）テレフォンクラブ）

⑹　キャバレー（政令別表第一⑵項イ），待合（政令別表第一⑶項イ）等の風営法第２条第１項に規定する風俗営業に該当するものは，そもそも政令別表第一⑵項ハには当たらないこと。

⑺　性風俗関連特殊営業を営む場合は，営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが，当該防火対象物が政令別表第一⑵項ハに該当するための要件は，あくまでも営業形態であり，必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。

⑻　省令第５条第１項第１号に規定する店舗は，政令別表第一⑷項に類似するもので電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗であり，いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいうものであること。また，省令第５条第１項第２号に規定する店舗は，異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗のことをいうものであること。

４　政令別表第一⑸項イ「その他これらに類するもの」の取扱いについて

⑴　政令別表第一⑸項イ「その他これらに類するもの」に該当するか否かの判定については，実際に宿泊が可能であるかどうか立入検査等により状況を確認することになるが，次のアからエまでに掲げる条件等を勘案する必要があること。

ア　不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。

イ　ベッド，長いす，リクライニングチェア，布団等の宿泊に用いることが可能な設備，器具等があること。

ウ　深夜営業，24時間営業等により夜間も客が施設にいること。

エ　施設利用に対して料金を徴収していること。

⑵　政令別表第一⑵項ニ（カラオケボックス等），政令別表第一⑹項イ（病院，診療所または助産所），同項ロ（老人福祉施設，有料老人ホーム等），政令別表第一⑼項イ（蒸気浴場，熱気浴場等），政令別表第一⑾項（神社，寺院，教会等）等は，副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが，それぞれの用途としての火災危険性に着目して対応することで十分であり，特に政令別表第一⑵項ニについては，その建物構造等に伴う特殊性および危険性を踏まえた防火安全対策が必要であり，政令別表第一⑸項イが対象とする不特定多数の者が利用する施設とは性格が異なることから，原則として政令別表第一⑸項イに掲げる防火対象物としては取扱わないこと。ただし，寺院の宿坊等であって不特定多数の者が利用しており，かつ，当該用途部分の独立性が強く，専らその用に供されている場合は，政令別表第一⑸項イとして取扱うべき場合もあること。

５　用途の取扱い

⑴　昼または夜によって使用実態が異なる場合は，主として使用される実態によって決定すること。ただし，消防用設備等の設置については，それぞれの使用実態に適応したものとするよう指導すること。

⑵　同一敷地内の一般住宅に付属する物置または車庫は，政令別表第一に掲げる防火対象物には該当しない。

⑶　遊技場とは，囲碁，将棋，麻雀，ビリヤード，パチンコ，スマートボール，ビンゴ，ボーリングその他の遊技させる施設。

⑷　ボーリング場の主たる用途に供する部分とは，フロント部分，レーン部分，アプローチ部分，ボーラズベンチが存する部分，待合いの用に供する部分，通路の用に供する部分およびロッカー室部分等をいう。

⑸　自動車販売店のショールームのうち，商談および商品販売する場合は政令別表第一⑷項として取扱う。

⑹　調剤薬局は，政令別表第一⑷項として取扱う。

⑺　認可外保育所は，政令別表第一⑹項ハ⑶として取扱う。

⑻　こんぶ等種苗生産施設の用途判定は，政令別表第一⑿項イや⒂項で取扱っているが，研究や研修目的の施設以外で作業が伴うものについては，政令別表第一⑿項イとして取扱う。

⑼　子育てサロンは，不特定の者が利用するものや登録制など利用する者が限定されている場合であっても，政令別表第一⒂項として取扱う。

⑽　卸売市場（鮮魚および青果物卸）は，政令別表第一⒂項として取扱う。

⑾　モデル住宅は，政令別表第一⒂項として取扱う。

⑿　児童館，学童保育所は，政令別表第一⒂項として取扱う。

第２節　消防用設備等の設置単位

１　消防用設備等の設置単位は，建築物である防火対象物について，特段の規定（例：政令第８条，第９条，第９条の２，第19条第２項，第27条第２項）がない限り，棟であり敷地ではない。

２　建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。），地下連絡路（その他これらに類するものを含む。）または洞道（換気，暖房または冷房の設備の風道，給排水管，配電管等の配管類，電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。）により接続されている場合は，原則として１棟である。ただし，次の⑴から⑶のいずれかに該当する場合は，別棟として取扱う。

⑴　建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で，次のアからウまでに適合している場合

ア　渡り廊下は，通行または運搬の用途のみに供され，かつ，可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるもの。

イ　渡り廊下の有効幅員は，接続される一方または双方の建築物の主要構造部が木造である場合は３ｍ未満，その他の場合は６ｍ未満であること。

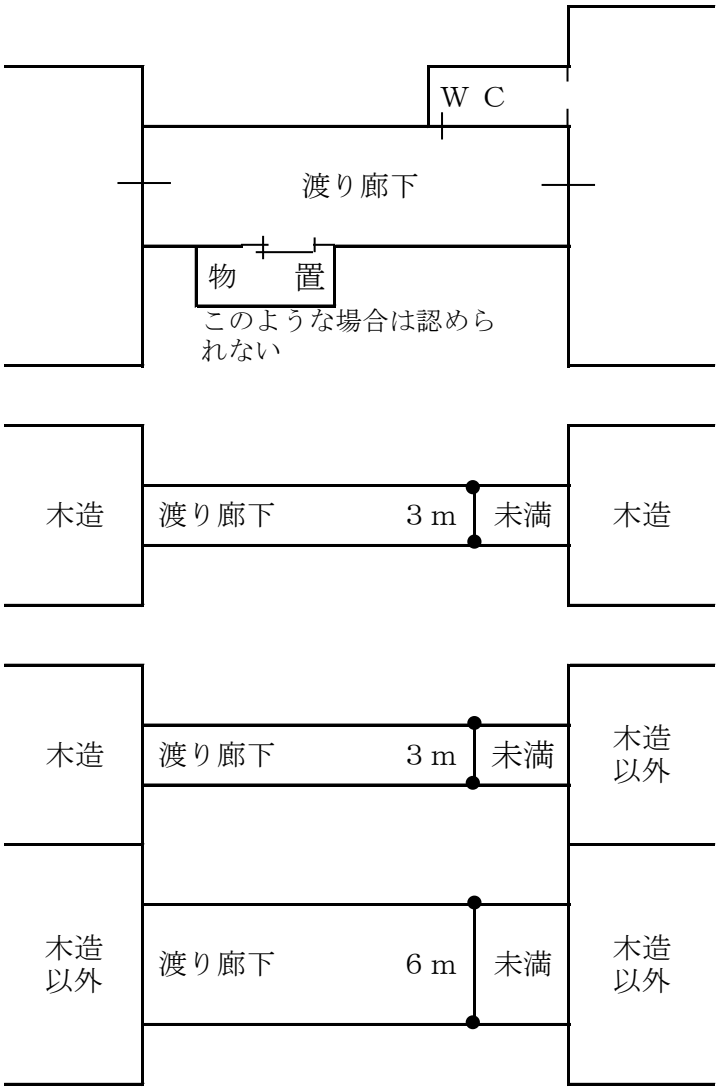

ウ　接続される建築物相互間の距離は，１階にあっては６ｍ，２階以上の階にあっては，10ｍを超えるものであること。

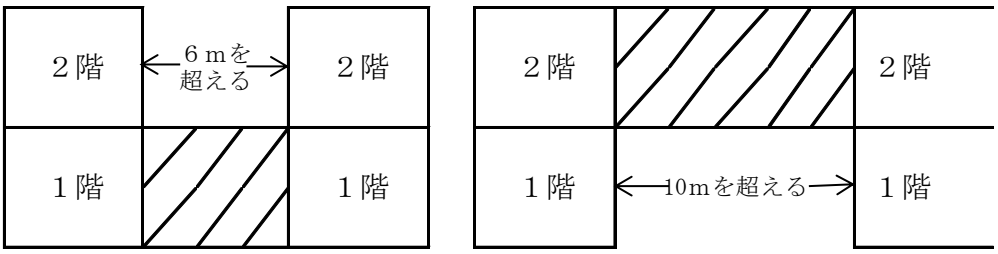

第２－３図

エ　前記ウに適合しないものであっても，次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は，前ウと同様の取扱いができる。

（ア）接続される建築物の外壁および屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ３ｍ以内の距離にある部分に限る。）については，次のａまたはｂによること。

ａ　耐火構造または防火構造で造られていること。

ｂ　ａ以外のものについては，耐火構造もしくは防火構造の塀その他これらに類するものまたは閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備もしくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

（イ）(ア)の外壁および屋根には開口部を有しないこと。ただし，面積が４㎡以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあっては，この限りでない。

（ウ）渡り廊下については，次のａまたはｂによること。

ａ　吹抜け等の開放式であること。

ｂ　ａ以外のものについては，次の(a)から(c)までに適合するもの。

(a)　建基令第１条第３号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造，鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造とし，その他の部分を不燃材料または準不燃材料で造ったもの。

(b)　建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積は，いずれも４㎡以下であり，当該部分には防火設備で，随時開くことができる自動閉鎖装置付のものまたは煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

(c)　次の自然排煙用開口部または機械排煙設備が排煙上有効な位置に，火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるようにまたは煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし，閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備またはドレンチャー設備が設けれているものにあっては，この限りでない。

い　自然排煙用開口部については，その面積の合計が１㎡以上であり，かつ，屋根または天井に設けるものにあっては，渡り廊下の幅員３分の１以上の幅で長さ１ｍ以上のもの，外壁に設けるものにあっては，その両側に渡り廊下の３分の１以上の長さで高さ１ｍ以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するもの。

ろ　機械排煙設備にあっては，渡り廊下の内部の煙を有効，かつ，安全に外部へ排除することができるものであり，電気で作動させるものにあっては，非常電源が付置されていること。

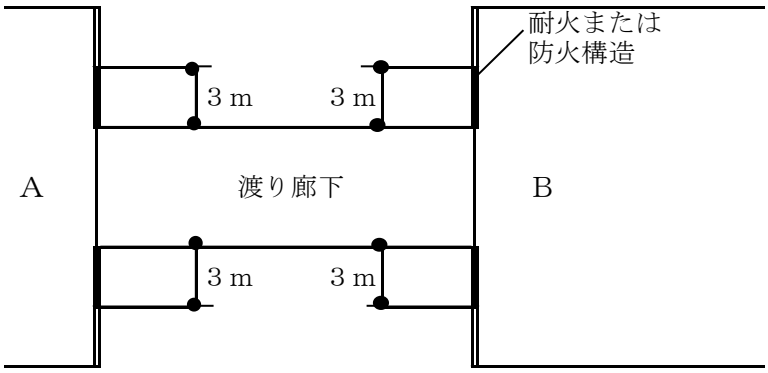

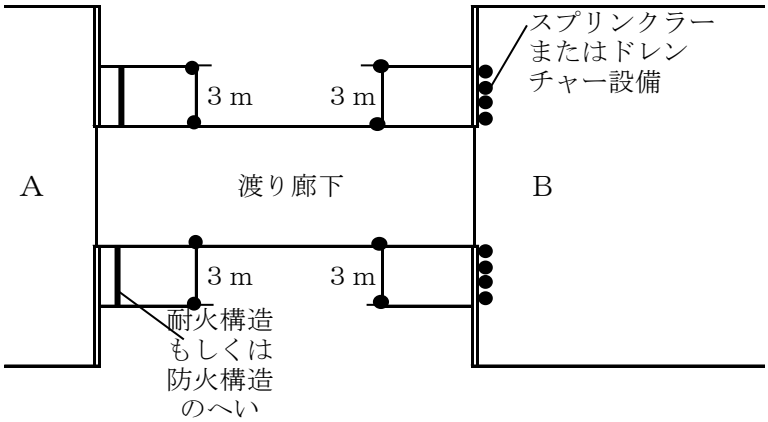

○　自然排煙用開口部の設け方

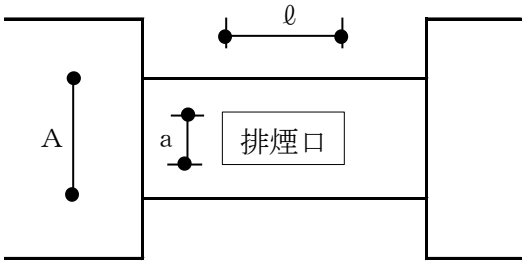

（屋根または天井に設ける場合）

面積≧１㎡かつ，ℓ≧１ｍ，ａ≧１／３Ａ

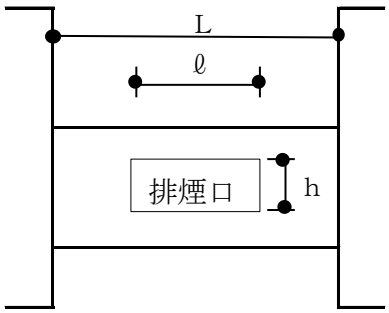

（外壁に設ける場合）

面積≧１㎡かつ，ℓ≧１／３Ｌ，ｈ≧１ｍ

⑵　建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。）で接続されている場合で，次のアからクまでに適合する場合

ア　接続されている建築物またはその部分（地下連絡路が接続されている階の部分をいう。）の主要構造部は，耐火構造であること。

イ　地下連絡路は，通行または運搬の用途のみに供され，かつ，可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあること。

ウ　地下連絡路は，耐火構造とし，かつ，天井および壁ならびに床の仕上げ材料およびその下地材料は，不燃材料であること。

エ　地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は６ｍ以上であり，その幅員は６ｍ未満であること。ただし，双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備またはドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は，この限りでない。

オ　建築物と地下連絡路とは，当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き，開口部のない耐火構造の床または壁で区画されていること。

カ　オの出入口の開口部の面積は４㎡以下であること。

キ　オの出入口には，特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のものまたは随時閉鎖することができ，かつ，煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク　地下連絡路には，前２．⑴．エ．（ウ）．ｂ．(c)．ろにより排煙設備が設けられていること。ただし，閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は，この限りでない。

⑶　建築物と建築物が洞道で接続された場合で，次のアからオまでに適合する場合

ア　建築物と洞道とは，洞道が接続されている部分の開口部および当該洞道の点検または換気のための開口部（接続される建築物内に設けれるもので２㎡以下のものに限る。）を除き，開口部のない耐火構造の床または壁で区画されていること。

イ　洞道は耐火構造または防火構造とし，その内側の仕上げ材料およびその下地材料は不燃材料であること。

ウ　洞道内の風道，配管，配線等が建築物内の耐火構造の壁または床を貫通する場合は，当該貫通部において，当該風道，配管，配線等と洞道および建築物内の耐火構造の壁または床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし，洞道の長さが21ｍを超える場合にあっては，この限りでない。

エ　前アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には，防火設備（開口部の面積が２㎡以上のものにあっては，自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

オ　前アの換気のための開口部常時開放状態にあるものにあっては，防火ダンパーが設けられていること。

３　別棟とみなされた場合，各棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定および床面積の取扱いは次によること。

⑴　項判定は，原則として，各棟の用途に応じて行うこと。

⑵　各棟の床面積は，各棟の延べ面積に応じて，渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ合算したものとすること。

第３節　床面積および階の算定

１　床面積の算定

⑴　消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は，建基法によるほか，次によること。

ア　倉庫等に設けられた積荷用の作業床は，棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるものまたはフォークリフト，クレーン等の機械のみで積荷できる構造のもの）を除き，床面積に算入する。

イ　政令第12条第１項第５号に規定するスプリンクラー設備を設置しなければならないラック式倉庫の適用にあたって，ラック式倉庫とその他の倉庫が同一対象物に存する場合は，ラック式の倉庫部分の床面積が300㎡未満で，かつ，延べ面積の10％未満の場合は，当該部分は，ラック式倉庫として扱わないことができる。

ウ　駐車の用に供する部分の床面積は，次により算定すること。

（ア）駐車場部分の車路は，床面積に算入する。ただし，他階に通じる傾斜路，ランプ，カーリフト等は算入しない。

（イ）駐車の用に供しない部分を介して２箇所以上の駐車場がある場合は，それぞれの駐車場ごとに床面積を算定する。

（ウ）鉄道，道路等の高架工作物の下に設けられた外気に開放された駐車場であって，棚，塀等で囲まれた部分または当該工作物の水平投影面積を当該床面積として算入する。

（エ）政令第13条に規定する昇降機等の機械装置により，車両を収容させる防火対象物の収容台数の算定方法については，２段式以上の機械式駐車装置（上下２段以上に車両２台以上を収容する構造のもの）を複数近接して設置した場合，設置される駐車装置相互の間隔が少ない場合（当該駐車装置相互の間隔が１ｍ以下）にあっては，防火壁等により延焼防止措置がなされている場合を除き，それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合計する。

エ　政令第13条第１項第６欄に規定する「発電機，変圧器その他これらに類する電気設備」（以下「電気設備」という。）が設置されている部分」および政令第13条第１項第７欄に規定する「鍛造場，ボイラー室，乾燥室その他多量の火気を使用する部分」（以下「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は，次のいずれかによること。

（ア）不燃材料の壁，床，天井（天井のない場合は，はりおよび屋根）または防火戸で区画された部分の床面積

この場合の防火戸，随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものまたは随時閉鎖することができ，かつ，煙感知器（省令第23条第４項第１号ニの部分にあっては，省令第23条第６項第１号に定める感知器）の作動と連動して閉鎖できるものであること。

（イ）電気設備または鍛造所等の水平投影面の周囲に水平距離５ｍ（周囲の一面に不燃材料の壁（前(ア)に定める防火戸を含む。）が存する場合は，当該壁までの距離）で区画されていると仮定した部分の床面積

この場合，同一室内に電気設備または鍛造場等が２箇所以上設置されている場合は，その合計面積（隣接した電気設備または鍛造場等の仮定した部分の床

面積が重複する場合，重複加算しない。）とする。

オ　観覧場で，観覧席の一面が外気に開放され，開放面の長さが奥行のおおむね２倍以上となる観覧席の部分は，床面積に算入しない。ただし，収容人員の算定は，当該観覧席の部分を含んで算定する。

カ　防火対象物の一部に法第11条で許可を受けた危険物製造所等がある場合の消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は，当該危険物施設を含めるものとする。この場合，製造所等の消防用設備等の設置等の基準は，法第10条第４項に定める基準によるものであること。

キ　階に対する消防用設備等の規定の適用にあたっては，同一階が屋外空間等を隔てている場合または開口部のない耐火構造で区画されている場合は，当該部分ごとに床面積を算定する。

ク　政令第13条第１項の表に規定する「自動車の修理または整備の用に供される部分」の床面積の算定については，自動車の修理または整備を行う作業室およびこれに付随する物品庫，油脂庫，事務所，トイレ，機械室等（以下「物品庫等」という。）の床面積の合計とすること。ただし，自動車の修理または整備を行う作業室と物品庫等が不燃材料の壁，床，天井（天井のない場合は，はりおよび屋根）で区画し，開口部に自動閉鎖装置付きまたは煙感知器連動の防火設備（シャッターの場合，人が出入りする小規模なものに限る。）を設けた場合には，それぞれ区画された部分ごとの床面積により，政令第13条第１項の表に規定する「自動車の修理または整備に供される部分」として取扱う。

２　階の算定

消防用設備等の設置にあたっての階の算定は，建基法によるほか，次によること。

⑴　倉庫内に設けられた積荷用の作業床で前１．⑴．アで床面積と算定されたものは，階数に算入する。

⑵　床下，小屋裏等を倉庫等に使用している場合で当該部分の高さがおおむね1.5m以下のものは，階数に算入しない。

⑶　吊上式車庫は，階数１とする。

⑷　傾斜地等平均地盤面が異なる場合で，建築物の同一階が部分によって階数を異にする場合は，過半を占める部分の地盤面を平均地盤面として階数を算定する。

第４節　無窓階の取扱い

１　開口部の位置

⑴　開口部が容易に外すことができない桟等で仕切られている場合は，下端が床面から1.2m以内にある開口部のみを有効開口として取扱うこと（第４－１図参照）。

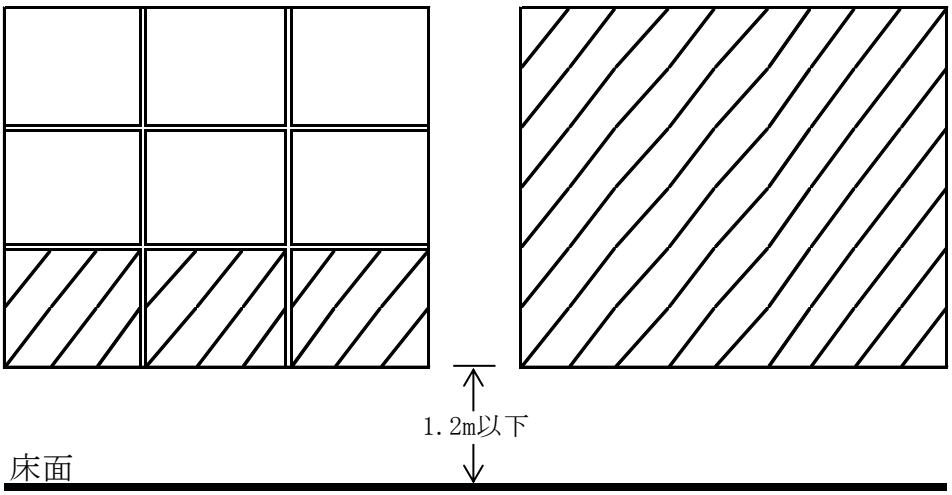

斜線部分を有効開口部として取扱う

第４－１図

⑵　次のすべてに適合する踏台を設けた場合，省令第５条の３第２項第１号に規定する「床面から開口部の下端までの高さは，1.2m以内」のものとして取扱うことができる。

ア　不燃材料で造られ，かつ，堅固な構造であること。

イ　開口部が設けられている壁面と隙間がなく，床面に固定されていること。

ウ　高さは，おおむね30cm以内，奥行は30cm以上，幅は開口部の幅以上であること。

エ　踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

オ　避難上支障のないよう設けられていること。

⑶　10階以下の階の開口部にあっては，道または道に通ずる幅員１m以上の通路その他の空地に面したものであること（省令第５条の３第２項第２号）。

⑷　次に掲げる空地等は，省令第５条の３第２項第２号に規定する「通路その他の空地」として取扱うことができる。

ア　国または地方公共団体等の管理する公園等で将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

イ　道または道に通ずる幅員１m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上，階段上の部分等）で避難および消火活動が有効にできるもの。

ウ　道または道に通ずる幅員１m以上の通路その他の空地にある樹木，塀およびその他の工作物で，避難および消火活動に支障がないもの。

エ　傾斜地，河川敷で避難および消火活動が有効にできるもの。

オ　周囲が建物で囲われている中庭等で，当該中庭から道に通じる通路等があり，次のすべてに該当するもの（第４－２図参照）。

（ア）中庭から道に通じる部分は，廊下または通路でその出入口の幅員は，１m以上であること。

（イ）中庭から道に通じる部分の歩行距離は，20m以下であり，かつ，直接見通し

ができるものであること。

（ウ）道に面する外壁には，直径１ｍ以上の円が内接することができる開口部またはその幅，高さがそれぞれ75㎝以上および1.2ｍ以上の開口部が２以上あること。

（エ）道に面する外壁の開口部で必要面積の２分の１を確保できること。

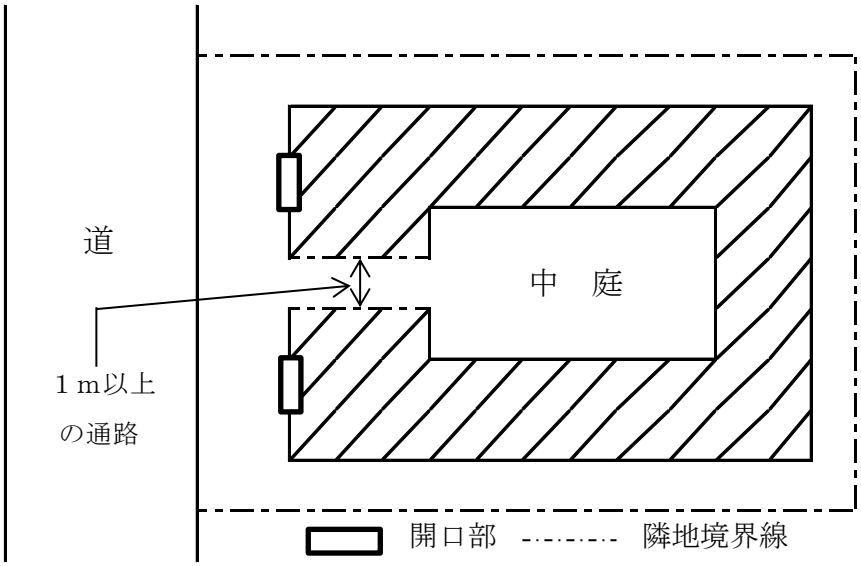

第４－２図

カ　幅員１ｍ以上の通路または空地の上方に庇等がある場合は，次によること（第４－３図参照）。

（ア）Ａが１ｍ以上の場合，ａ，ｂ，ｃ，ｄは避難上または消火活動上有効な開口部とする。

（イ）Ａが１ｍ未満の場合で，かつ，Ａ＋Ｂが１ｍ以上の場合は，ａのみ避難上または消火活動上有効な開口部とする。

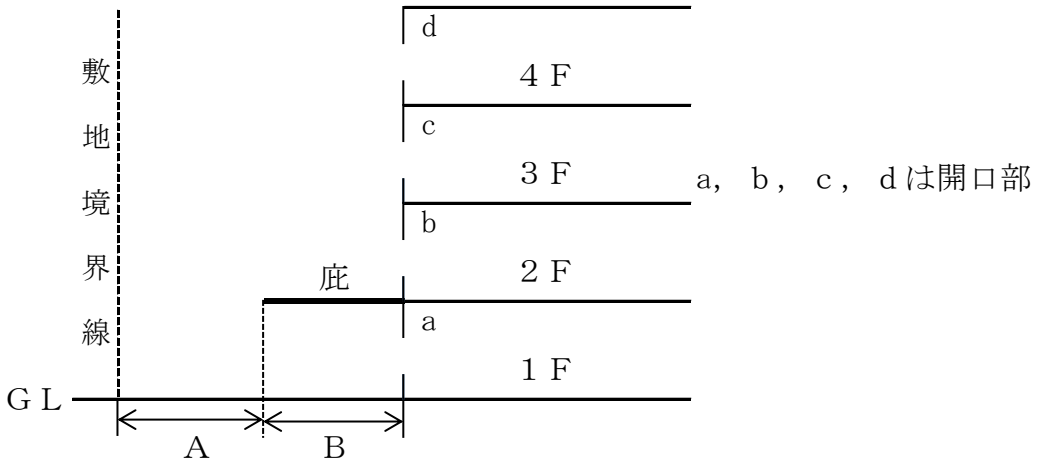

第４－３図

２　開口部の構造

⑴　次に掲げる開口部は，省令第５条の３第２項第３号に規定する「外部から開放し，または容易に破壊することにより進入できるもの」として取扱うことができる。

ア　開口部に近接して設けられている広告物，看板，日除または雨除等で，避難および進入に支障ないもの。

イ　ガラス窓

（ア）ガラスの種類および開口部の条件は，第４－１表によること。ただし，当該表に記載されているガラス以外であっても，外部から容易に取外し，または開放することができると認められる場合は，この限りでない。

（イ）金属または酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）は，第４－１表の基板ガラスと同等なものとして取扱うことができる。

（ウ）次のいずれかに掲げる窓ガラス用フィルム（内貼り用，外貼り用は問わない。）を貼付したガラスは，第４－１表の基板ガラスにより判定することができる。ただし，網入板ガラスまたは線入板ガラスで厚さ10㎜以下のものを除く。

ａ　ポリエチレンテレフタレート(PET)製のうち，多積層（引裂強度を強くすることを目的として，数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。）以外で，基材の厚さが100μm以下のもの。

ｂ　塩化ビニル製で，基材の厚さが400μm以下のもの。

※　「μm」は，1/1000㎜（100μm＝0.1㎜）

（エ）ガラスを一部破壊し，外部から開放できる開口部および外部から容易に開放できる開口部の有効寸法の算定は，第４－２表によること。

（オ）外壁面にバルコニー等がある場合の有効な開口部は，第４－２表によること。

第４－１表　ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類 ＼ 開口部の条件			判定 足場あり	判定 足場なし
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ6.0㎜以下	引き違い戸	○	○
		ＦＩＸ	○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8㎜以下	引き違い戸	△	△
		ＦＩＸ	×	×
	厚さ10.0㎜以下	引き違い戸	△(注)	×
		ＦＩＸ	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5.0㎜以下	引き違い戸	○	○
		ＦＩＸ	○	○
合わせガラス 中間膜(PVB:ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76㎜)以下	フロート板ガラス6.0㎜以下＋PVB＋フロート板ガラス6.0㎜以下	引き違い戸	△	△
		ＦＩＸ	×	×
	網入板ガラス6.8㎜以下＋PVB＋フロート板ガラス5.0㎜以下	引き違い戸	△	△
		ＦＩＸ	×	×

合わせガラス 中間膜(PVB:ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52㎜)以下	フロート板ガラス5.0㎜以下＋PVB＋フロート板ガラス5.0㎜以下	引き違い戸	△	△
		ＦＩＸ	×	×
	網入板ガラス6.8㎜以下＋PVB＋フロート板ガラス6.0㎜以下	引き違い戸	△	△
		ＦＩＸ	×	×
	フロート板ガラス3.0㎜以下＋PVB＋型板ガラス4.0㎜以下	引き違い戸	△	△
		ＦＩＸ	×	×
複層ガラス	構成ガラスごとに本表（網入板ガラスおよび線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したものを含む。）は，厚さ6.8㎜以下のものに限る。）により評価し，全体の判断を行う。			

（注）　窓ガラス用フィルムを貼付したものは，「×」として取扱うこと。

備考

1　「FIX」とは，はめ殺し窓をいう。

2　「引き違い戸」は，片開き，開き戸を含め，通常は部屋内部から鍵（クレセント錠または補助錠をいう。）を開錠することにより開放でき，かつ，当該ガラスを一部破壊することにより，外部から開放できるものであること。

3　「足場あり」とは，避難階または外部バルコニー，屋上広場等で破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。

4　「1mil」は，1/1000インチ（約0.0254㎜）をいう。

凡例

○：　開口部全体を省令第５条の３第２項第３号に規定する開口部として取扱うことができる。

△：　ガラスを一部破壊し，外部から開放できる部分を省令第５条の３第２項第３号に規定する開口部として取扱うことができる。

×：　省令第５条の３第２項第３号に規定する開口部として取扱うことができない。

第４－２表　開口部の有効寸法の取扱い

	型　　式	有　効　寸　法
突出し窓	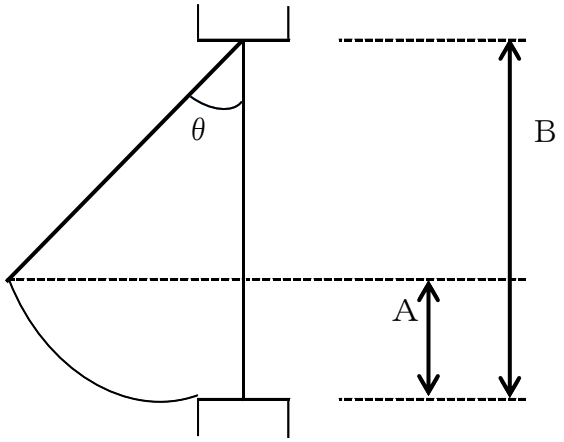 (注)は，最大開口角度（0～90度）	Ａの部分とする （注）Ａ＝Ｂ（1－cos θ）

回転窓	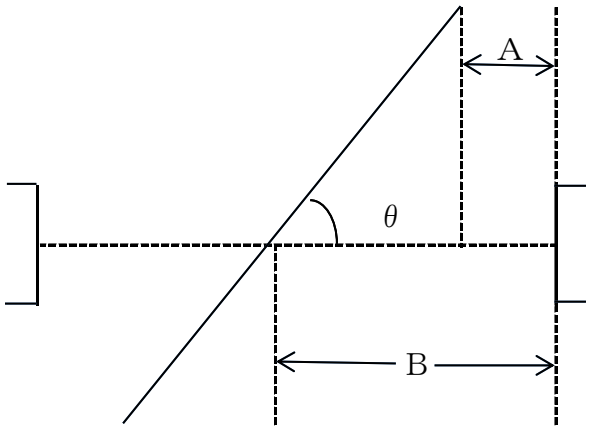 （注）は，最大開口角度（0～90度）	Aの部分とする （注）A＝B（1－cos θ）
引き違い窓（上げ下げ窓を含む）	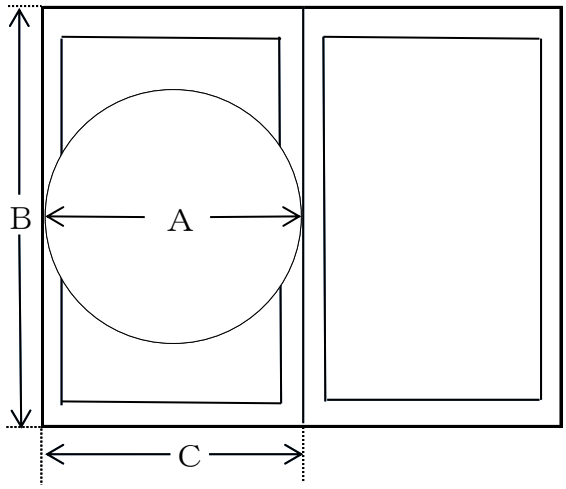 （注）Aは，50cmの円の内接または１mの円の内接	B×Cとする なお，次による寸法の場合は，50cm以上の円が内接するものと同等以上として取扱うことができる。 B＝１m　（0.65m）以上 C＝0.45m　（0.4m）以上 （注）（　）内は，バルコニー等がある場合
外壁面にバルコニー等がある場合	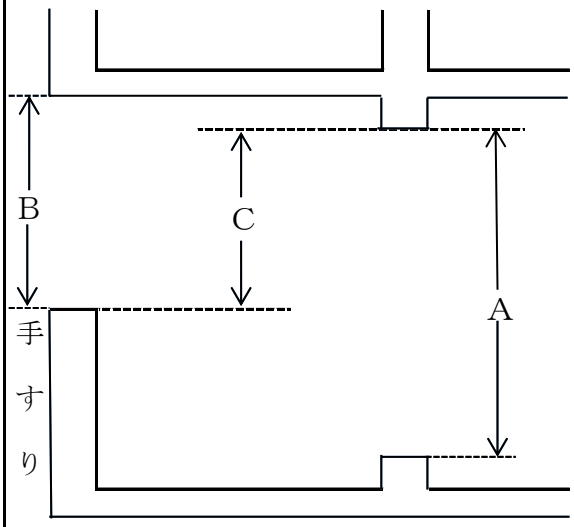	Aの部分とする。 なお，Bは１m以上で手すりの高さは，1.2m以下とする。 （注）バルコニーの幅員は概ね60cm以上の場合に限る。これによりがたい場合はCを開口寸法とする。

ウ　シャッター付の開口部

（ア）煙感知器と連動により解錠した後，屋内外から手動で開放できる軽量シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

（イ）屋内外から手動で容易に開放できる軽量シャッター付き開口部（屋外より消

防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるものに限る。）

（ウ）屋内外から手動により開放できるシャッター付き開口部（軽量シャッターを除く。）

（エ）屋内外から電動により開放できるシャッター（非常電源付きに限る。）

（オ）屋内から手動により，屋外からは水圧等によって開放できるシャッター

（カ）防災センター，中央管理室等の常時人がいる場所から，遠隔装置により開放できる電動式シャッター付開口部（非常電源付きに限る。）

エ　ドア

（ア）手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で屋内外から容易に開放できるもの。

なお，ガラス部分を有する手動式ドアのうち，当該ガラスを容易に破壊することにより，内部の施錠を解錠できるものを含む。

（イ）電動式ドアで，次のａまたはｂのいずれかに該当するもの。

ａ　普通ガラスで，厚さが６㎜以下のもの。

ｂ　停電時であっても，非常電源の作動または手動により開放できるもの。

（ウ）次のすべてに適合するガラス小窓付きの鉄扉等（第４－４図参照）

ａ　小窓の大きさは，幅および高さがそれぞれ20㎝以上またはこれと同等以上のものであること。

ｂ　床面から小窓の下端までの高さは，1.2m以下であること。

ｃ　サムターン等の施錠装置は，ガラス小窓を破壊した後に手を入れて解錠できる位置にあること。

ｄ　小窓のガラスは，普通板ガラスで厚さが6.0㎜以下のもの，網入りまたは線入り板ガラスで厚さが6.8㎜以下のものもしくは強化ガラスで厚さが5.0㎜以下のもの等，容易に破壊できるものであること。

姿図 寸法	図１ 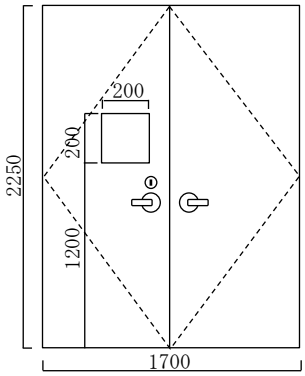	図２ 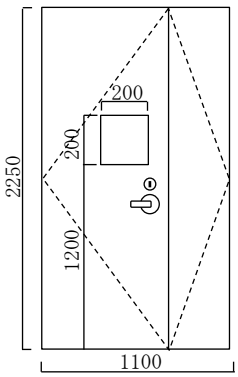	図３ 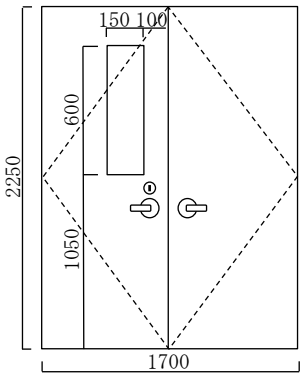	図４ 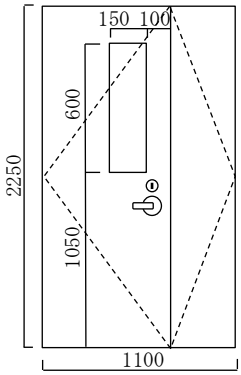
施錠 方法	外：シリンダー錠 内：サムターン錠	外：シリンダー錠 内：サムターン錠	外：シリンダー錠 内：サムターン錠	外：シリンダー錠 内：サムターン錠

第４－４図（小窓の例）

オ　二重窓

（ア）屋内外から開放できるガラス戸

（イ）避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス戸
（ウ）屋内外から手動により開放できるシャッターとガラス戸

⑵　開口部と間仕切壁等の間に通路を設け，間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので，次のすべてに適合するものは，省令第５条の３第２項第４号に規定する「開口のため常時良好な状態」として取扱うことができる（第４－５図参照）。

ア　商品棚等と外壁との間（以下「外壁通路」という。）の部分は，通行または運搬の用途のみに供され，かつ，可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障のないこと。

イ　外壁通路および間仕切壁等の出入口の幅員は，おおむね１ｍ以上であること。この場合，外壁通路の幅員が場所により異なる場合は，その最小のものとすること。

ウ　間仕切等の出入口と外壁の開口部との距離は，おおむね10ｍ以下であること。

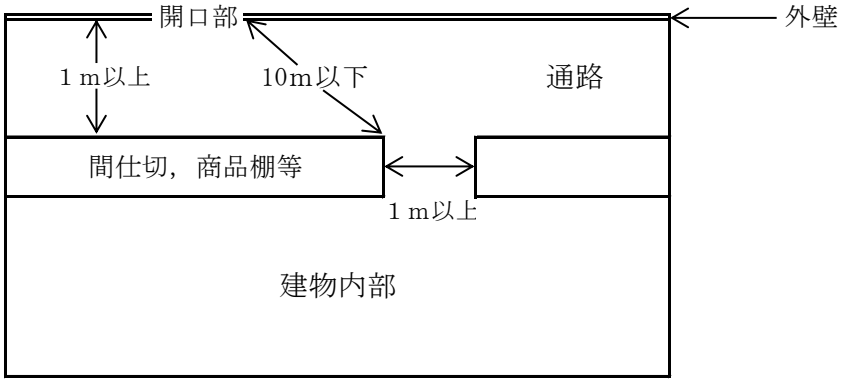

第４－５図

３　その他

⑴　営業中は，省令第５条の３に定める開口部を有するが，閉店後は無人となり，避難上有効な開口部が重量シャッター等で閉鎖される場合は，無窓階として取扱う。

⑵　同一階が政令第８条区画されている場合は，政令第８条区画ごとに無窓階の判定を行うこと（第４－６図参照）。

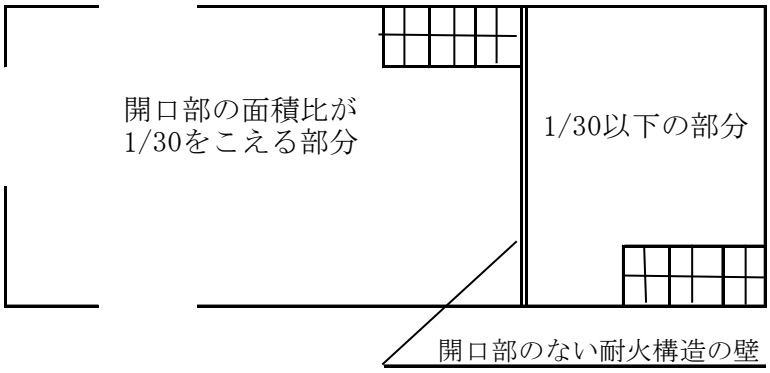

第４－６図

⑶　吹抜がある場合の床面積および開口部面積の取扱いは，次によること（第４－７図参照）。

ア　床面積の算定は，当該床が存する部分とする。

イ　開口部の床面積の算定は，床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

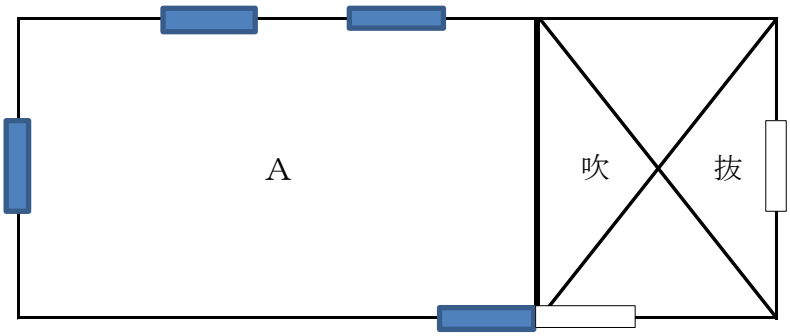

A：床面積を算定する部分　　：開口部の面積を算定する部分

第４－７図

⑷　外気に開放されている部分がある場合の開口部の取扱いは，次によること。

ア　十分に外気に開放されている部分が屋内的用途に供されることにより，床面積に算入される場合（第４－８図参照）

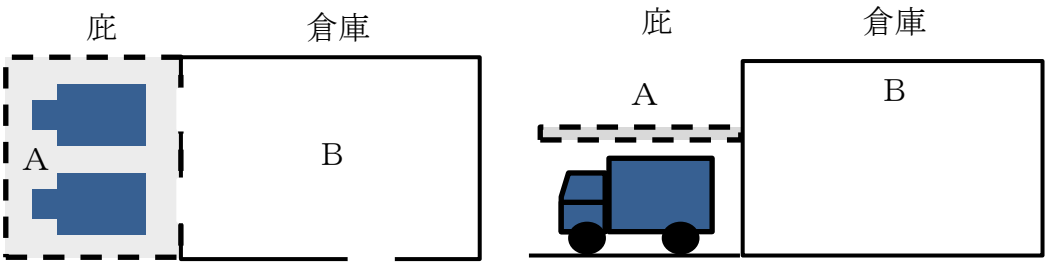

（平面図）　　（立面図）

庇部分Ａは，十分に外気に開放されているが，自動車車庫としての用途を有することから，床面積の算定上は算入され，建築物の床面積はＡ＋Ｂとなる。

この場合，Ａ部分およびＢ部分について，11階以上の階にあっては直径50cm以上の円が内接することができる開口部，10階以下の階にあっては直径１ｍ以上の円が内接することができる開口部またはその幅および高さがそれぞれ75cm以上および1.2m以上の開口部（以下この節において「大型有効開口部」という。）がそれぞれ１以上必要であること。

第４－８図

イ　階の大部分が外気に開放している場合（第４－９図参照）

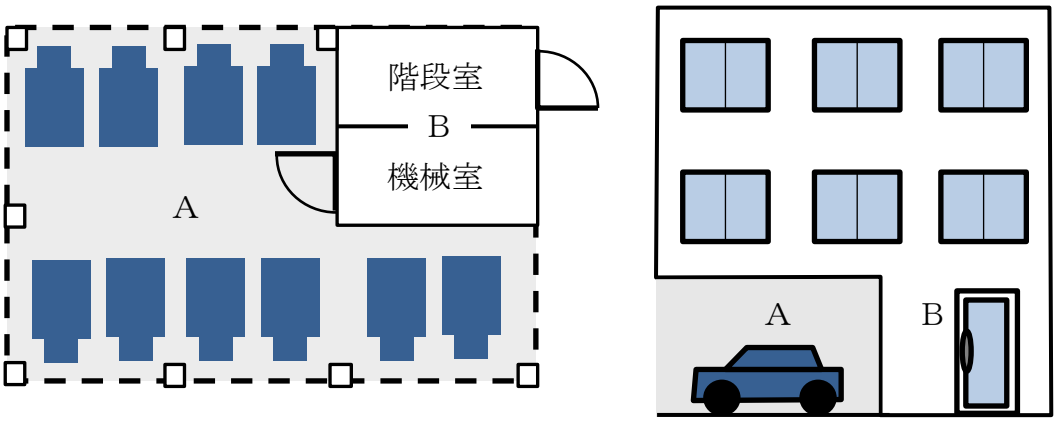

（平面図）　　（立面図）

外気に開放されているＡ部分は，柱で囲まれていることから，使用用途に関

わらず床面積に算入され，建築物の床面積はＡ＋Ｂとなる。

この場合，Ａ部分が当該階の主たる用途であるときは，Ａ部分の開口部のみで無窓階判定をすることができるものであるが，Ｂ部分に常時人が滞在し，継続的に使用する室が存する場合は，Ａ部分およびＢ部分にそれぞれ大型有効開口部が１以上必要であること。ただし，Ｂ部分の床面積が５０㎡未満である場合は，この限りでない。

第４－９図

ウ　外壁の一部が開放している場合（第４－10図参照）

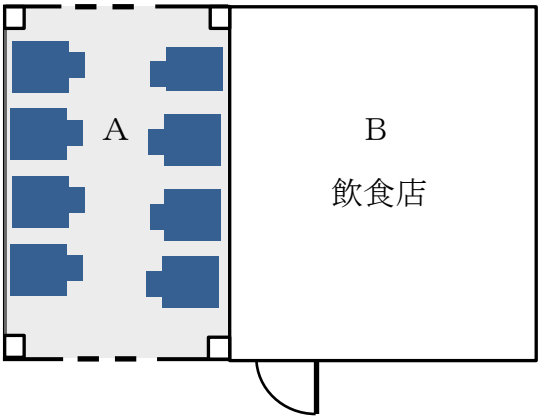

（平面図）

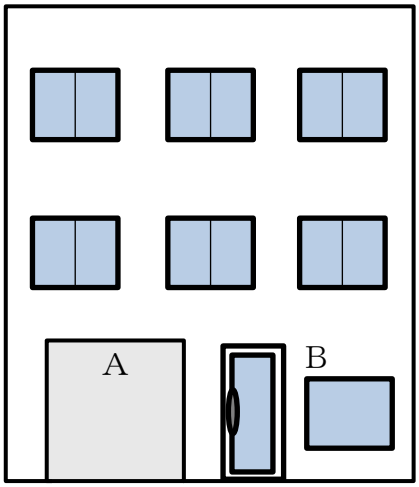

（立面図）

建築物の床面積はＡ＋Ｂとなる。

この場合，Ａ部分およびＢ部分にそれぞれ大型有効開口部が１以上必要であること。

第４－10図

第５節　収容人員の算定

１　共通的な取扱い

⑴　従業者の取扱い

ア　従業者の数は，正社員または臨時社員等の別を問わず，平常時における勤務体制の最大勤務者数とすること。ただし，短期間かつ臨時的に雇用される者（デパートの中元，歳暮時のアルバイト等）は，従業者として取扱わないこと。

イ　交代制勤務体制の場合，従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし，勤務時間帯が異なる従業者が重複して在所する交代時の数としないこと。ただし，引継ぎ以後も重複して就業する勤務形態にあってはその合計とすること。

ウ　指定された執務用の机等を有する外勤者は，従業者の数に算入すること。

⑵　収容人員を算定するに当たっての床面積の取扱い

ア　単位面積当たりで除した際に生じる少数点以下の数は，政令別表第一⑸項イに掲げる防火対象物については切上げ，それ以外の防火対象物は切捨てとすること。ただし，単位面積当たりで除した際に生じる数が１未満の場合は，１とすること。

イ　廊下，階段およびトイレは，収容人員を算定する床面積に含めないこと。

⑶　次に掲げるものは，固定式のいす席として扱うこと。

ア　固定されたテーブルに通常対応するいす席，長いす席，ソファー等

イ　いす席相互を連結したいす席

ウ　堀りごたつ

⑷　長いす席の正面幅を0.4mまたは0.5mで除す場合，１つ１つの長いすについて除算し，その都度端数の切捨てを行うものとし，正面幅の合計を一括して除算するものではない。

２　政令別表第一の各項ごとの取扱い

⑴　⑴項に掲げる防火対象物

ア　「立見席を設ける部分」とは，いすを置かず観客が立って観覧する部分をいい，いす席の縦（横）通路の延長部分，非常口その他の出入口の回転する部分は含まない。

イ　立見席を設ける部分が２以上ある場合，それぞれの部分ごとに床面積を0.2㎡で除して得た数を合算する。

ウ　ます席，大入場等のすわり席および移動いすを使用する客席部分は，「その他の部分」として0.5㎡で除して得た数とする。

⑵　⑵項および⑶項に掲げる防火対象物

ア　「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者」とは，次によること。

（ア）固定式以外のいす席を設ける場合は，当該部分の床面積を３㎡で除して得た数とする。

（イ）パチンコ，スマートボール等は１人，囲碁，将棋，チェス，ビリヤード等は２人，麻雀は４人とする。

（ウ）ボーリング場は，１レーン当たり５人とする。

（エ）ゲーム機械は，機械を使用して遊べる者の数とする。

（オ）ルーレットゲーム，ダーツ等で人数に制限のないものは，ゲーム台等の寄り

付き部分を0.5㎡で除した数とする。

イ　「観覧，飲食または休憩の用に供する固定式のいす席」とは，次によること。

（ア）ボウリング場，ビリヤード場等の飲食提供施設，休憩・待合のための場所

（イ）前(ア)以外の遊技場で，自動販売機コーナー，喫煙コーナー等で観覧，飲食または休憩の用に供する部分と特定できる場所

上記場所に置かれている固定式のいす席を使用する者の数とする。この場合において，長いす席にあっては，当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（少数点以下は切捨て。）とする。

なお，固定いすが設けられていない場合は，当該部分の床面積を３㎡で除して得た数とする。

⑶　⑷項に掲げる防火対象物

ア　「飲食または休憩の用に供する部分」とは，次によること。

（ア）イートインスペース，レストラン，喫茶，その他の飲食店

（イ）休憩場所，喫煙場所，子供の遊び場

イ　「その他の部分」とは，次によること。

（ア）物品の販売の用に供する部分または客の利便に供する部分（トイレ等を除く。）をいう。

（イ）売場内の商品陳列ケースの部分（コンビニエンスストアを除く。）ならびに通路部分も含むものとするが，事務室，従業員のロッカー室および商品置場等は含まない。

⑷　⑸項に掲げる防火対象物

ア　「宿泊室」の人数算定は，次によること。

（ア）シングルベッドおよびセミダブルベッドは１人，ダブルベッドは２人とする。

（イ）補助ベッド等を使用できる場合，当該ベッドの数を加算すること。

（ウ）簡易宿泊所の棚状のものは，棚数をベッド数とすること。

（エ）簡易宿泊所で３㎡未満の宿泊室は，当該室の床面積にかかわらず，１室につき１人として算定する。

（オ）和式の宿泊室の面積には，押入れ，床の間，便所等は含まれない。

（カ）１の宿泊室に和式の部分と洋式の部分が併存する場合，それぞれの部分について算定された収容人員を合算する。ただし，スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは，この限りでない。

イ　「集会，飲食または休憩の用に供する部分」とは，宿泊者以外も使用する次の部分をいい，宿泊者のみが使用する部分は含まない。

（ア）宴会場，レストラン，スナック等の飲食を提供する場所

（イ）いす席を設けたロビー等

（ウ）上記以外の集会，飲食または休憩の用に供する部分

ウ　共同住宅における住戸のタイプ別の算定居住者数

住戸のタイプ	１Ｋ	１ＬＤＫ	２ＬＤＫ	３ＬＤＫ	４ＬＤＫ
		1ＤＫ　２ＤＫ	３ＤＫ	４ＤＫ	５ＤＫ
算定居住者数	１人	２人	３人	４人	５人

⑸　⑹項に掲げる防火対象物

ア　「病室内にある病床の数」には，次のものが含まれる。

（ア）産婦人科の未熟児を収容する保育器および乳幼児のベッド

（イ）点滴室，透析室，回復室その他これらに類する室で継続的に使用するベッド

イ　病床が和式の場合，通常の使用状態による収容患者数に対応する数とする。

ウ　待合室が廊下と兼用される場合は，次によること。

（ア）両側に居室がある場合は，廊下幅員から1.6mを引いた幅員で待合として使用する範囲

（イ）その他の場合は，廊下幅員から1.2mを引いた幅員で待合として使用する範囲

エ　病院等で見舞客等が利用する食堂等の部分は，待合室の例により算定する。

⑹　⑺項に掲げる防火対象物

ア　特別教室は，その室の最大収容人員とすること。

イ　一般教室と特別教室等が同一階に存する場合，それぞれの数を合算すること。

⑺　⑻項に掲げる防火対象物

ア　閲覧室，展示室，展覧室内の展示物等の置かれている部分も，閲覧室，展示室，展覧室の床面積に算入する。

イ　従業員以外が使用する会議，集会等の用途に使用する部分は，会議室として取扱う。

ウ　来館者が使用する喫茶室，喫煙コーナー等の部分は，休憩室として取扱う。

⑻　⑼項に掲げる防火対象物

ア　「浴場」とは，浴槽および洗い場の部分をいい，火焚場およびボイラーマンの居室は含まれないものとし，蒸気浴場，熱気浴場その他これらに類するものは，その浴室部分をいう。

イ　「休憩の用に供する部分」とは，浴場，脱衣室，マッサージ室以外の部分で客が利用する部分をいう。

⑼　⑽項に掲げる防火対象物

車両の停車場の従業者には，停車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する食堂，売店等の従業者を含める。

⑽　⑾項に掲げる防火対象物

祭壇部分は，礼拝，集会または休憩の用に供する部分に含めない。

⑾　⒂項に掲げる防火対象物

「主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは，次によること。

ア　スイミングクラブ，テニスクラブ，ゴルフクラブ等は，プール，プールサイド，コート，打席部分，ロビー，ミーティングルーム等も床面積に含める。

イ　銀行の待合部分，キャッシュコーナーは，床面積に含める。

第６節　政令第８条区画の取扱い

１　政令第８条区画の構造について

⑴　政令第８条区画については，「開口部のない耐火構造の床または壁による区画」とされていることから，次の構造を有することが必要であること。

ア　鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造またはこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ　建基令第107条第１号の通常の火災時の加熱に２時間以上耐える性能を有すること。

ウ　政令第８条区画の耐火構造の床または壁の両端または上端は，当該防火対象物の外壁面または屋根面から50㎝以上突き出していること。ただし，政令第８条区画を設けた外壁または屋根が，該政令第８条区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり，当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には，この限りでない。

（ア）開口部が設けられていないこと。

（イ）開口部を設ける場合には，防火設備が設けられており，かつ，当該開口部相互が政令第８条区画を介して90㎝以上離れていること。

⑵　政令第８条区画を貫通する配管および貫通部

政令第８条区画を配管が貫通することは，原則として認められない。ただし，必要不可欠な配管であって当該配管および貫通部が次に適合する場合は，開口部のない耐火構造の床または壁による区画と同等とみなし，政令第８条区画を貫通することができる。

ア　配管の用途は，給排水管（付属する通気管を含む。）および消火設備の配管であること。

イ　１の配管は，呼び径200㎜以下であること。

ウ　配管を貫通させるために政令第８条区画に設ける穴が直径300㎜以下となる工法であること。

なお，当該貫通部の形状が矩形の場合には，直径が300㎜の円に相当する面積以下であること。

エ　配管を貫通させるために政令第８条区画に設ける穴相互の離隔距離は，当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200㎜）以上であること。

オ　配管および貫通部は一体で，建基令第107条第１号の通常の火災時の加熱に２時間以上耐える性能を有するものであること。

カ　貫通部は，モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等，十分な気密性を有するように施工すること。

キ　熱伝導により，配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には，当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

⑶　政令第８条区画を貫通する鋼管等の取り扱いについて

ア　鋼管等を使用する範囲

政令第８条区画を貫通する配管にあっては，貫通部およびその両端１m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし，次に定めるアおよびイに適合する場合は，貫

通部から１m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えない。

（ア）衛生機器の材質は，不燃材料であること。

（イ）排水管と衛生機器の接続部に，塩化ビニル製の排水ソケット，ゴムパッキン等が用いられている場合には，これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

イ　鋼管等の種類

政令第８条区画を貫通する鋼管等は，次に掲げるものとする。

（ア）JIS　G 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）

（イ）JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）

（ウ）JIS G 3452（配管用炭素鋼管）

（エ）JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）

（オ）JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）

（カ）JIS G 5525（排水用鋳鉄管）

（キ）日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

（ク）JWWA K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

（ケ）JWWA K140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）

（コ）日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）

（サ）WSP 032（排水用ノンタールエポキン塗装鋼管）

（シ）WSP 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

（ス）WSP 042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

（セ）WSP 054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

ウ　貫通部の処理

（ア）セメントモルタルによる方法

a　日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で１対３の割合で十分から練りし，これに最小限の水を加え，十分混練りすること。

b　貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし，セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

c　セメントモルタル硬化後は，仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

（イ）　ロックウールによる方法

a　JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度150kg/㎥以上のものに限る。）またはロックウール繊維（充填密度150kg/㎥以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウールまたは湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

b　ロックウール充填後，25mm以上のケイ酸カルシウム板または0.5mm以上の鋼板を床または壁と50cm以上重なるように貫通部に蓋をし，アンカーボルト，コンクリート釘等で固定すること。

エ　可燃物への着火防止措置

配管等の表面から15cmの範囲に可燃物が存する場合には，(ア)または(イ)の措

置を講ずること。

（ア）可燃物への接触防止措置

ａに掲げる被覆材をｂに定める方法により被覆すること。

ａ　被覆材

ロックウール保温材（充填密度150kg/㎥以上のものに限る。）またはこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25㎜以上の保温筒，保温帯等とすること。

ｂ　被覆方法

(a)　床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆しさらに，床の上面から上方30cmの範囲には，もう一重被覆する。

(b)　壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆しさらに，壁の両面から左右30cmの範囲には，もう一重被覆する。

（イ）給排水管の着火防止措置

次のａまたはｂに該当すること。

ａ　当該給排水管の内部が，常に充水されていること。

ｂ　可燃物が直接接触しないこと。また，配管等の表面から15cmの範囲内に存在する可燃物にあっては，構造上必要最小限のものであり，給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸，合板等）であること。

オ　配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては，次の(ア)または(イ)によること。

（ア）保温材として，前エ.（ア）．ａに掲げる材料を用いること。

（イ）給排水管にあっては，JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材またはこれと同等以上の耐熱性および不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえない。

この場合において，⑶ウおよびエの規定について，特に留意されたい。

カ　配管等の設続

配管等を⑴の範囲において接続する場合には，次に定めるところによること。

（ア）配管等は，政令第８条区画を貫通している部分において接続しないこと。

（イ）配管等の設続は，次に掲げる方法またはこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお，ｂに掲げる方法は立管または横枝管の接続に限り，用いることができる。

ａ　メカニカル接続

⒜　ゴム輪（ロックパッキン，クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。

⒝　挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

⒞　予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。

⒟　押し輪またはフランジで押さえること。

⒠　ボルトおよびナットで周囲を均等に締め付け，ゴム輪を挿入管に密着させること。

ｂ　差込み式ゴムリング接続

⒜　受け口管の受け口の内面にシール材を塗布すること。

⒝　ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは，EPDM（エチレンプロピレンゴム）またはこれと同等の硬さ，引っ張り強さ，耐熱性，耐老化性および圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとすること。

⒞　ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

⒟　挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。

⒠　受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ｃ　袋ナット接続

⒜　袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

⒝　ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

⒞　挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

⒟　袋ナットを受け口にねじ込むこと。

ｄ　ねじ込み式接続

⒜　挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。

⒝　接合剤をネジ部に塗布すること。

⒞　継手を挿入管にねじ込むこと。

ｅ　フランジ接続

⒜　配管の芯出しを行い，ガスケットを挿入すること。

⒝　仮締めを行い，ガスケットが中央の位置におさまっていることを確認す

ること。

(c) 上下，次に左右の順で，対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ，ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

（ウ）耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には，耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

キ　支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか，必要に応じて支持すること。

第７節　昇降機等の駐車装置の取扱い

１　「昇降機等の駐車装置で車両10台以上を収容するもの」の取扱いとは，次のものが該当するものとする。

⑴　単独の昇降機等の駐車装置で車両10台以上を収容するもの。

⑵　単独の昇降機等の駐車装置がある場合で，その合計が車両10台以上収容するもの。ただし，次に掲げる場合はこの限りでない。

ア　屋外

（ア）地上式

昇降機等の駐車装置相互間が６ｍを超える距離を有する場合。

（イ）地下ピット式

昇降機等の駐車装置相互間を政令第８条区画の壁で有効に区画した場合。

イ　屋内

昇降機等の駐車装置から直接屋外へ出られるもので，当該装置相互間を政令第８条区画の壁で有効に区画した場合。

２　昇降機等の駐車装置による車両を駐車させる構造の床面積については，水平投影面積を床面積として算入すること。

第８節　メゾネット型共同住宅の取扱い

１　消火器は，１住戸を１階層とみなし，歩行距離20m以下となるように設置すること。

２　屋内消火栓設備は，出入口がある階に設置（出入口のない階の住戸部分をホース延長で有効に警戒し，かつ，容易に消火できる位置に設けられている場合に限る。）し，各部分を有効に放水できること。

３　出入口がある階に設ける屋内消火栓設備により，メゾネット型共同住宅等の出入口がない階の住戸部分を有効に警戒し，かつ，容易に消火できる場合は，出入口のない階の住戸部分には，屋内消火栓設備を設けないことができる。

４　住戸部分の放送設備（スピーカー）の設置は，住戸内の戸等の設置にかかわらず，各住戸を一の放送区域として取扱うことができる。

第９節　住宅用防災機器の取扱い

１　１・２階で共用部分がない２階建ての長屋で，２階住宅専用の階段の住宅用火災警報器の設置について，階段の入口等に建具がなく，常時外気が流通している階段の上部は，設置を要しない。

第10節　内装制限の取扱い

1　内装制限に係る関係規定は，次に掲げるものであること。

⑴　政令第11条第２項（屋内消火栓設備に関する基準）

⑵　政令第12条第４項（スプリンクラー設備に関する基準）

⑶　省令第６条第２項（大型消火器以外の消火器具の設置）

⑷　省令第12条の２（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火構造）

⑸　省令第13条（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分）

⑹　省令第13条の６（スプリンクラー設備の水源の水量等）

⑺　省令第26条第５項（避難器具の設置個数の減免）

⑻　省令第28条の２（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

⑼　省令第30条の３第１項（連結散水設備に関する基準の細目）

⑽　平成17年総務省令第40号（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令）

⑾　平成17年消防庁告示第２号（特定共同住宅等の位置，構造及び設備を定める件）

2　消防法令における「室内に面する部分の仕上げ」の取扱いは，次によること。

⑴　建築基準法令上，床面から1.2m以下の部分の壁は除かれているが，消防法令上は，全体が規制の対象であること。

⑵　「室内に面する部分」とは，建基法第２条第４号に規定する居室のほか，風呂，便所，洗面所，駐車場，機械室，倉庫その他これらに類する常時人が滞在しない室および廊下，階段，通路の壁・天井の室内に面する部分をいうものであること。

⑶　室内に面する天井または壁の一部に木材等の可燃材料（難燃材料，準不燃材料または不燃材料以外の建築材料をいう。以下，この節において同じ。）を用いた場合は，内装制限の適用はできないものであること。ただし，鴨居，柱，はり，天井に装飾用として設けたさお縁等の木材が露出する部分については，この限りでない。（格子天井，よしず天井等の天井の一部を構成しているものを除く。）

⑷　天井まで達していない間仕切壁等で，移動が可能なものについても，内装制限の対象であること。

⑸　木材その他の可燃材料を用いた棚等が壁面を構成する場合は，内装制限の適用はできないものであること。

⑹　国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せ（平成12年建設省告示第1439号「難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」）による内装の仕上げは，消防法令上の難燃材料で仕上げたものには該当しないものであること。